

東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	令和５年２月８日（水）	議案番号	4
所管部署	東京都財務局		
施工業種	電気工事	等級	A
件名	都庁第一本庁舎（３）電気設備改修工事その２		
場所	東京都新宿区西新宿二丁目８番１号		
概要	別紙のとおり		
工期	契約確定の日の翌日から令和７年３月１４日まで		
契約者	株式会社 関電工		
契約金額	契約時：811,316,000円 変更後：822,514,000円（第1回）		

契約方式	一般競争入札（技術実績評価型総合評価方式）
応募（指名）者	別紙「一般競争入札参加資格確認委員会議案」のとおり（全１者）
入札参加（指名）者	別紙入札経過調書のとおり（全１者）
入札経過（結果）	別紙入札経過調書のとおり（全１者 応札１者）
施工状況	施工中

（ 備 考 ）

○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 工事発注予定表及び入札参加条件
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書（落札者のみ）
- 4 一般競争入札参加資格確認委員会 議案
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書（落札者のみ）
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）
- 8 契約内容変更決定通知書及び承諾書

都庁第一本庁舎（3）電気設備改修工事その2

1 工事概要

都庁第一本庁舎（鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、地上48階地下3階建て、延床面積196,755㎡）のうち、床面積8,992.61㎡の設備更新に伴う内装改修に伴う機器等更新ほか

2 契約内容

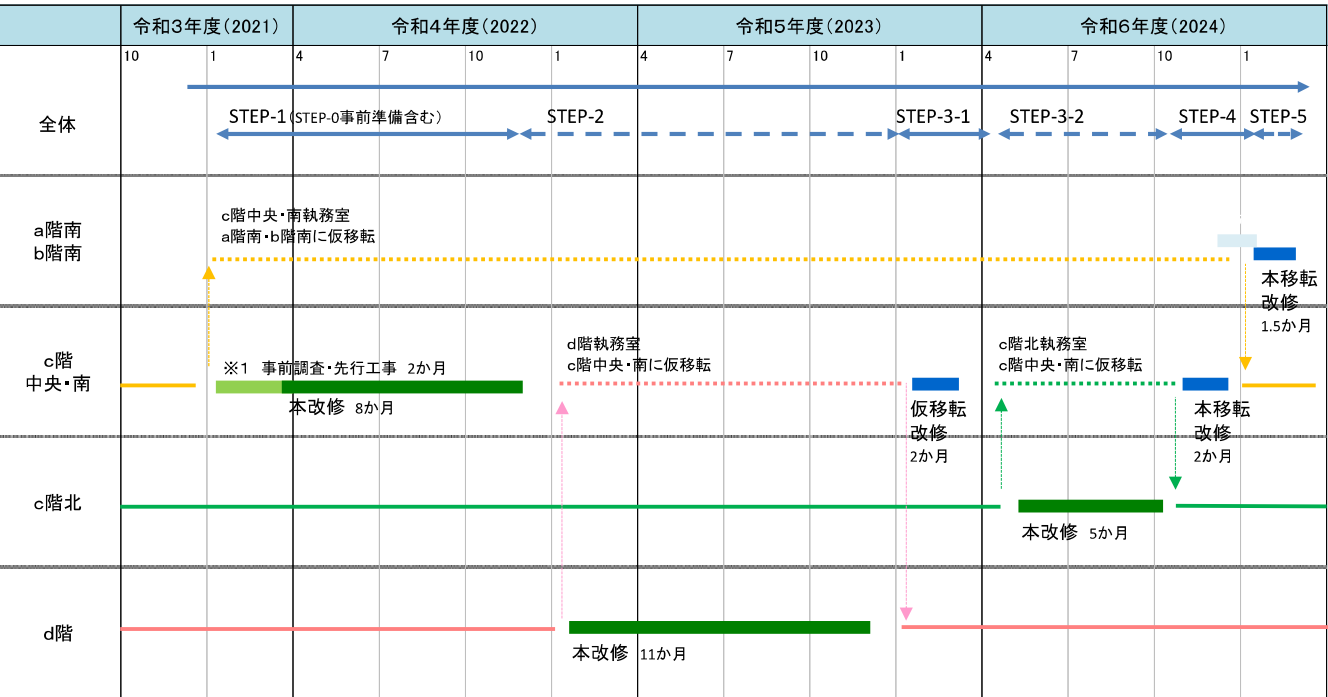
契約金額 811,316,000円（税込）
受注者 株式会社 関電工
工期 令和4年3月9日 から 令和7年3月14日 まで

3 工事の特徴等

本工事は、日常業務を継続しながら、本庁舎内に仮移転場所を確保し、工事対象個所を順番に本移転又は仮移転させながら工事を行っていくものである。

- 直近フロア等の執務環境を確保
 - ・ 騒音・振動等の執務への影響を考慮し、原則として、夜間（22時から翌6時まで）での作業
- 高いセキュリティ等を確保
 - ・ 同一フロア内における工事エリアと執務エリアとの完全分離
 - ・ 作業員動線の厳格化

4 工事スケジュール



5 主な工事内容

- 照明のLED化
 - ・ レイアウト変更に対応したシステム天井用照明器具
- ・ 特殊な部屋は用途に合わせて調光シーンを設定し空間を演出
- ・ 建設当時の照明の雰囲気可能な限り再現



記者会見室



大会議室



現在の中会議室



建設当時の中会議室

- その他
 - ・ コンセント回路を出来るだけ単独化し電源容量を増強
 - ・ 将来対応用の配線ルートを確保
 - ・ 報道中継や庁内放送の設置箇所を増やし情報発信力を強化
 - ・ 使用者の使い勝手に配慮した設備への更新

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 4 年 1 月 24 日 /

東京都知事 小 池 百 合 子

1 競争入札に付する事項

(1) 工事件名 都庁第一本庁舎(3)電気設備改修工事その2

(2) 業種、履行場所、概要、履行期間、契約方法、予定価格(税込)、工事発注規模及びその他事項

東京都電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)の入札情報サービスに掲載された発注予定表及び添付ファイル「入札参加条件」のとおり

(3) 本案件は電子入札対象案件であるので、入札に係る手続は電子調達システムにより行うこと。電子入札の運用は、東京都が定めた東京都電子入札等運用基準(建設工事等)(平成17年2月1日付16財経一第2768号)による。

(4) 本案件は、単体企業又は建設共同企業体のいずれも入札に参加することができる混合入札の対象案件である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

電子調達システムの入札情報サービスに掲載された添付ファイル「入札参加条件」に記載のとおり

3 競争入札参加資格確認申請

電子調達システムの入札情報サービスに掲載された発注予定表及び添付ファイル「入札参加条件」に記載のとおり

4 契約条項等に関する事項

(1) 契約条項を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 公告の日から令和4年2月4日(金)までの
東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第
10号)第1条第1項に規定する東京都の休日を除く
毎日、午前9時から午後4時まで

イ 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第
一本庁舎15階南側 東京都財務局経理部契約第一課
担当 黒坂 電話 03-5388-2623(ダイヤルイン)

(2) 3の結果、この入札に参加する資格があると確認され た者については、一般競争入札参加資格確認結果通 知日から令和4年3月7日(月)までの間、図面及び仕 様書(以下「発注図書」という。)を貸与する。

ただし、発注図書の公表を案件公表時から行っている
案件については、案件公表時から貸与するものとする。

5 入札手続等

(1) 入札書の提出及び入札期間

入札書の提出は、一般競争入札参加資格確認結果通
知日から令和4年3月4日(金)までの土曜日を除く毎
日、午前8時から午後9時まで(ただし、最終日は午後
4時まで)に、電子調達システムにより行うこと。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年3月7日(月)午前9時15分

イ 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第
一本庁舎南側35階 第1入札室

(3) 入札に際しては、東京都が定めた〔電子入札用〕工 事請負等競争入札等参加者心得(その2)(平成17年2

月 1 日付 16 財 経 一 第 2771 号。以下「入札心得」という。)の内容をよく確認すること。

(4) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で、本案件の技術実績評価型総合評価方式(試行)公表事項に定める総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者で、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。

(5) 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があったとき。

イ 虚偽の申請を行った者のした入札

ウ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は東京都が提出を求めた際提出しない者のした入札

エ その他、入札心得に違反したとき。

(6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(7) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の 100 分の 3 以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイの場合については、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加する者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

(8) 入札において落札者とされた者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結前までに納付しな

なければならない。ただし、次のアからウまでのいずれかの場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア 落札者とされた者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 落札者とされた者が、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社との間に、東京都を被保証者とする保証契約を締結し、契約締結前にその保証契約に係る保証証書を東京都に提出したとき。

ウ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

(9) この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、東京都入札監視委員会運営要領(平成14年3月19日付13財経総第1719号)により、契約事務担当者(連絡先:東京都財務局経理部契約第一課 電話 03-5388-2621(ダイヤルイン))に対して苦情を申し立てることができる。

6 その他

(1) 詳細は、電子調達システムの入札情報サービスに掲載する。

(2) この公告に定めた書類の作成等に要する費用は、申請する者の負担とする。

また、申請のために提出された書類は返却しない。

(3) この契約事務の担当部署 4(1)イに同じ。

入札参加条件

契 約 番 号	03-00765			
業 種	電気工事			
件 名	都庁第一本庁舎(3)電気設備改修工事その2			
そ の 他 の 事 項	電子入札対象	○	建設リサイクル法対象	○
	低入札価格制度対象	—	IS09001 試行工事	—
	契約後VE対象	○		
総合評価方式	東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)案件			
形 態	混合入札(単体企業又は2者構成による建設共同企業体)			

本案件の競争入札に参加できる者は、次の資格を満たしていなければならない。

○単体企業による申込みの場合

下記①から③の条件を全て満たす者であること

- ① 令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種08「電気工事」に格付されていること。
- ② 次の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たすこと。
 - (1) 当該業種の格付がA等級であり順位が1位から100位までの者で、以下のア及びイの条件を満たすこと。
 - ア 以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ・官公庁発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※1：270,439千円以上
 - ・民間事業者発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※1：540,878千円以上
 - イ 東京都と契約する営業所(本店を含む。)が都内にあること。
 - (2) 当該業種の格付がA等級であり順位が101位から300位までの者で、以下のア及びイの条件を満たすこと。
 - ア 以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ・官公庁発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※1：270,439千円以上
 - ・民間事業者発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※1：540,878千円以上
 - イ 都内に本店を有する中小企業者であること。
- ③ 次の全ての要件を満たす建物一棟における施工実績(平成24年2月1日から令和4年2月4日までの間に、電気工事において建設共同企業体の代表者又は単体の元請として完成した工事をいう。)を有すること。
 - (1) 工事種別 新設又は改設
 - (2) 用途種別 行政施設(事務所・庁舎)
 - (3) 階 数 地上10階建て以上
 - (4) 指定用途の延床面積 40,000㎡以上

【実績確認方法】

上記③の実績が「コリンズ」(一般財団法人日本建設情報総合センターが構築した官公庁工事実績情報データベースをいう。以下同じ。)に登録されている場合は、その工事に関するしゅん工時工事カルテ受領書又はしゅん工登録の登録内容確認書(コリンズへの登録により発行されたもの)の写しを資格確認申請時に添付すること。

コリンズに登録されていない場合は、資格確認申請期間中に証明できる書類(契約書、施工計画書及び図面等)を財務局経理部契約第一課(03-5388-2623)に電話連絡の上提出し、確認を受けた後、資格確認申請すること。

○建設共同企業体による申込みの場合

第1順位構成員となる者の要件	下記①から③の条件を全て満たす者であること ① 令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種08「電気工事」に格付されていること。 ② 次の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たすこと。 (1) 当該業種の格付がA等級であり順位が1位から100位までの者で、以下のア及びイの条件を満たすこと。 ア 以下のいずれかの条件を満たすこと。 ・官公庁発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※1：270,439千円以上 ・民間事業者発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※1：540,878千円以上 イ 東京都と契約する営業所(本店を含む。)が都内にあること。 (2) 当該業種の格付がA等級であり順位が101位から300位までの者で、以下のア及びイの条件を満たすこと。 ア 以下のいずれかの条件を満たすこと。 ・官公庁発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※1：270,439千円以上 ・民間事業者発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※1：540,878千円以上 イ 都内に本店を有する中小企業者であること。 ③ 次の全ての要件を満たす建物一棟における施工実績(平成24年2月1日から令和4年2月4日までの間に、電気工事において建設共同企業体の代表者又は単体の元請として完成した工事をいう。)を有すること。 (1) 工事種別 新設又は改設 (2) 用途種別 行政施設(事務所・庁舎) (3) 階数 地上10階建て以上 (4) 指定用途の延床面積 40,000㎡以上 【実績確認方法】 上記③の実績が「コリンズ」(一般財団法人日本建設情報総合センターが構築した官公庁工事実績情報データベースをいう。以下同じ。)に登録されている場合は、その工事に関するしゅん工事カルテ受領書又はしゅん工登録の登録内容確認書(コリンズへの登録により発行されたもの)の写しを資格確認申請時に添付すること。 コリンズに登録されていない場合は、資格確認申請期間中に証明できる書類(契約書、施工計画書及び図面等)を財務局経理部契約第一課(03-5388-2623)に電話連絡の上提出し、確認を受けた後、資格確認申請すること。
第2順位構成員となる者の要件	下記①及び②の条件を全て満たす者であること ① 令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種08「電気工事」に格付されていること。 ② 次の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たすこと。 (1) 当該業種の格付がA等級であり順位が101位から300位までの者で、以下のア及びイの条件を満たすこと。 ア 以下のいずれかの条件を満たすこと。 ・官公庁発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※1：54,088千円以上 ・民間事業者発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※1：108,176千円以上 イ 東京都と契約する営業所(本店を含む。)が都内にあること。 (2) 当該業種の格付がA等級であり順位が301位以降の者で、以下のア及びイの条件を満たすこと。 ア 以下のいずれかの条件を満たすこと。 ・官公庁発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※1：54,088千円以上 ・民間事業者発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※1：108,176千円以上 イ 都内に本店を有する中小企業者であること。

出 資 割 合	第2順位の者の出資割合については20%を下回ってはならないこと。 ✓	
格 付 順 位	第2順位の構成員の格付順位が、第1順位の構成員より下位であること。 ✓	
この入札に参加できない者	入札参加禁止中	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づき、東京都が行う競争入札への参加を禁止されている者
	指名停止中	東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者
	経営不振の状態にある者	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等の経営不振の状態にある者。ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。
	排除措置中	東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者
	専門性	東京都財務局経理部契約第一課発注の予定価格9億円未満の工事(以下「他案件」という。)で、「電気工事」以外の業種の案件に、資格確認申請又は希望申込みをした経歴がある者
	落札直後の者	令和3年11月9日から令和4年2月8日までの間に他案件を落札した者 ✓
	関係する会社	入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)
適用除外事項	○本案件は以下①または②の制限の適用を除外している。以下①または②に該当する者は、この入札に参加できる。 ○本案件の入札に参加した者は、他案件の入札参加条件に記載される以下①または②の制限を受けない。 ① 同一週2案件の申込み(他案件への資格確認申請又は希望申込みをしている者) ② 他案件への希望の有無(他案件に資格確認申請もしくは希望申込みをしており、資格確認結果もしくは指名結果が未通知である者又は、他案件に資格確認申請もしくは希望申込みをしており、資格確認結果通知もしくは指名通知を受けてから入札締切までの期間内である者)	

配置予定技術者	《単体企業及び建設共同企業体の第1順位構成員を含む構成員全者が対象》 【配置予定技術者の条件】 ① 当該工事件の開札日において他の工事に従事していないこと。 ② 他案件に配置を予定していないこと。 ③ 営業所専任技術者でないこと。(代表者又は代理人を配置予定技術者に指定する場合は、営業所専任技術者の確認できる書類(専任技術者証明書様式第八号等)を添付すること。) 【配置予定技術者に関する提出資料】 配置予定技術者に関する書類を希望申込時に添付ファイルにより提出すること(これにより難しい場合は、原則、郵送すること(締切日必着))。 <table border="1" data-bbox="491 539 1417 797"> <tr> <td data-bbox="491 539 655 741"> 監理技術者を 選任する場合 </td><td data-bbox="655 539 1417 741"> ・監理技術者資格者証の写し ・有効期限※内の「監理技術者講習修了証」の写し又は監理技術者資格者証の裏面に貼付される「監理技術者講習修了履歴」の写し ※有効期限…監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日から5年後の12月31日まで ・監理技術者資格者証で、希望申請時において3か月以上の雇用関係を確認できない場合は、3か月以上の雇用関係を確認できる書類の写し </td></tr> <tr> <td data-bbox="491 741 655 797"> 主任技術者を 選任する場合 </td><td data-bbox="655 741 1417 797"> ・希望申請時において、3か月以上の雇用関係を確認できる書類の写し </td></tr> </table> 【配置予定技術者の変更】 希望申請受付終了後に配置予定技術者を変更する場合については、次の書類を原則、郵送により提出し、積算内訳書の確認時まで確認を受けること。 ※ 可能な限り入札締切日までに提出をお願いします。 ※ 積算内訳書の確認時に提出する場合は、事前に財務局経理部契約第一課建築担当に連絡をお願いします。 ただし、低入札価格調査制度対象の案件において、調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査時以降、変更することはできないため、注意すること。 ① 「工事希望票兼予定監理技術者等調書(電子調達システムの「契約制度」よりダウンロード可能)」 ② 上記【配置予定技術者に関する提出資料】 ③ 「配置予定技術者の保有する資格」申告書(様式4)及び根拠資料※ ④ 「配置予定技術者の同種工事等の実績」申告書(様式4)及び根拠資料※ ⑤ 「配置予定技術者の優良工事の実績」申告書(様式4)及び根拠資料※ (※③、④及び⑤の詳細は別添「東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)公表事項」参照) なお、変更後の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計が当初の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計以上であることが上記資料で確認できない場合には、配置予定技術者の変更はできないため注意すること。 【主任技術者の兼務】 本件は、主任技術者の兼務をすることができる。 なお、主任技術者の兼務を希望する場合は、別添「専任を必要とする主任技術者の兼務について」に従い、確認印押印又は署名前の兼務申請書を希望申請時に添付ファイルにより提出することとし、指名時においては確認印押印又は署名済みの申請書を原則、郵送によりできる限り早く提出すること。 ○主任技術者の兼務に関する問合せ先 財務局建築保全部庁舎整備課 新宿区西新宿二丁目8番1号 第一本庁舎 17階南 直通 03-5388-2804 内線 27-617	監理技術者を 選任する場合	・監理技術者資格者証の写し ・有効期限※内の「監理技術者講習修了証」の写し又は監理技術者資格者証の裏面に貼付される「監理技術者講習修了履歴」の写し ※有効期限…監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日から5年後の12月31日まで ・監理技術者資格者証で、希望申請時において3か月以上の雇用関係を確認できない場合は、3か月以上の雇用関係を確認できる書類の写し	主任技術者を 選任する場合	・希望申請時において、3か月以上の雇用関係を確認できる書類の写し
監理技術者を 選任する場合	・監理技術者資格者証の写し ・有効期限※内の「監理技術者講習修了証」の写し又は監理技術者資格者証の裏面に貼付される「監理技術者講習修了履歴」の写し ※有効期限…監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日から5年後の12月31日まで ・監理技術者資格者証で、希望申請時において3か月以上の雇用関係を確認できない場合は、3か月以上の雇用関係を確認できる書類の写し				
主任技術者を 選任する場合	・希望申請時において、3か月以上の雇用関係を確認できる書類の写し				
事業協同組合	中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合については、単体企業による申込みの場合の要件を満たす者が単独で参加すること。その場合は、分担下請予定業者及び連帯保証人について事前に契約第一課の承認を得ること。 なお、事業協同組合がこの入札に参加する場合は、当該組合の組合員はこの入札に参加する他の建設共同企業体の構成員となることはできない。				

建設共同企業体にか かる注意事項 ※2	① 建設共同企業体名は、できるだけ簡略にすること。 ② J V協定書中の建設共同企業体の所在地は、東京都内にするものとし、復代理人がいる場合は当該復代理人の所在地を入力すること(入力画面ではJ V代表者の本店所在地が初期表示されるので、注意すること。) ③ 次のア及びイの書類を作成し、記名・押印しておくこと(落札候補者となった場合は、積算内訳書を提出する際に併せて提示すること。) ア J V協定書、委任状及び建設工事共同請負入札参加資格審査申込書〔電子入札システムの画面印刷〕 各構成員の代表者印は、実印を使用すること。 イ 委任状(復代理人用)又は使用印鑑届(代表会社の受付票に代理人印又は使用印の欄がある場合のみ) ④ 見積資料表紙の記名については、J V所在地及びJ V名並びにJ V代表者の所在地、会社名及び代表社名を記載すること。 復代理人を立てている場合は、更に代理人の所在地、会社名及び代理人名を記載すること。
------------------------------------	--

※1 令和3・4年度東京都建設工事等入札参加資格として申請した該当する区分の完成工事の金額を示す。

※2 現在、建設共同企業体で都発注工事を施工中である場合は、構成員が同一とならない建設共同企業体を構成するよう努めること。

入札参加条件に関する問合せ先及び郵送先

〒163-8001

新宿区西新宿二丁目8番1号

財務局経理部契約第一課建築担当

電話 03-5388-2623 (直通)

第1回 入札経過調書

公印照合  押印 	文書番号	3 財経一第2716号				
	契約番号	03-00765				
	開札日時	令和 4年 3月 7日 9時15分				
	開札場所	都庁第一本庁舎南側35階 第一入札室				
	公表区分	事前公表				
	予定価格	811,316,000円 (税込) 737,560,000円 (税抜)				
	基準価格	745,675,414円 (税込) 677,886,740円 (税抜)				
	特別基準価格	671,027,562円 (税込) 610,025,057円 (税抜)				
件名	都庁第一本庁舎(3)電気設備改修工事その2					
落札者	株式会社関電工				落札	100.0%
住所	東京都港区芝浦四丁目8番33号				金額	811,316,000円
	入札者氏名	入札金額 (税抜)	価格点	技術点	評価値	備考
1	株式会社関電工	737,560,000円	15.8941	17.0000	32.8941	
記事	履行場所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 工事概要 都庁第一本庁舎(鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、地上48階地下3階建て、 延床面積196,755㎡)のうち、床面積8,992.61㎡の電灯設備、動力設備その他一式 工 期 契約確定の日の翌日から令和 7年 3月14日まで 価格点及び評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位まで で表示している(ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、 判定した桁までで表示している。)。					

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
 落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の10に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、
 その端数金額を切り捨てる(単数単価契約の場合を除く。))。

別紙様式4

契約変更の内容について

令和4年12月7日
財務局建築保全部
庁舎整備課長

件名	都庁第一本庁舎(3)電気設備改修工事その2		
履行場所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号		
種別	電気工事		
概要	都庁第一本庁舎(鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、地上48階地下3階建て、延床面積196,755㎡)のうち、床面積8,992.61㎡の電灯設備、動力設備、拡声設備、自動火災報知設備等改修		
工事着手の時期	令和 4 年 3 月 9 日		
工事完成の時期	令和 7 年 3 月 14 日		
契約の相手方	住所	東京都港区芝浦4丁目8番33号	
	商号又は名称	株式会社 関電工	
契約金額	既定	変更	増(△)減
	¥811,316,000 円 (うち消費税及び地方消費税の額 ¥73,756,000円)	¥822,514,000 円 (うち消費税及び地方消費税の額 ¥74,774,000円)	¥11,198,000 円 (うち消費税及び地方消費税の額 ¥1,018,000円)
変更の理由	新労務単価適用の特例措置による変更のため		

東京都技術実績評価型総合評価方式（試行）

公表事項

工事件名：都庁第一本庁舎（３）電気設備改修工事その２

令和４年１月

東京都財務局

1 技術実績評価型総合評価方式（試行）の適用理由及び公表事項の適用

本工事は、工事の品質確保を目指し、入札の際に工事価格と施工実績等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する技術実績評価型総合評価方式（試行）を適用する工事である。

なお、この公表事項は、本工事に適用する。

2 提出資料の様式及び提出方法

当該競争入札の参加資格確認を申し込む者又は当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、次の資料を提出する。資料については、「5 技術点の評価項目」及び「6 技術点の評価方法」のとおり作成する。

ア 「過去の工事成績評定」申告書（様式1）

イ 上記アの根拠資料として、6(2)に規定する工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写し

ウ 技術点に係る資料の提出について（様式2）

エ 「企業の優良工事表彰の実績」申告書（様式3）及び根拠資料

オ 「配置予定技術者の保有する資格」申告書（様式4）及び根拠資料

カ 「配置予定技術者の優良工事の実績」申告書（様式4）及び根拠資料

キ 「事故及び不誠実な行為の有無」申告書（様式5）及び根拠資料

ク 「地域における実績」申告書（様式6）及び根拠資料

ケ 「災害協定等の締結の有無」申告書（様式7）及び根拠資料

コ 「環境への配慮実績」申告書（様式11）及び根拠資料

サ 「雇用・就業への配慮実績」申告書（様式12）及び根拠資料

シ 「仕事と家庭の両立支援配慮実績」申告書（様式13）及び根拠資料

ス 「女性活躍推進の実績」申告書（様式14）及び根拠資料

セ 「都内中小企業との共同企業体結成の実績」申告書（様式15）及び根拠資料（競争入札参加希望者が単体の場合は提出不要）

なお、工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である者については、入札参加を認めない。

また、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、全ての構成員について、ア及びイの資料を構成員ごとに作成し、提出するとともに、工事成績評価点の算定の基となる各構成員の工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である場合は、入札参加を認めない。

また、7(1)により、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出る場合は、オからカまでのうち、変更を申し出る配置予定技術者の技術点に係る資料を提出する。

3 総合評価の方法及び落札者の決定方法

- (1) 技術実績評価型総合評価方式（試行）の評価は、価格点と技術点を合計した評価値により行う。
- (2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と技術点との合計である評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

4 価格点の評価方法

- (1) 価格点の評価は、次のとおりとする。

価格点 = (式①×0.13 + 式②×0.87)

「入札価格 ≥ 基準価格」の場合

$$\text{式①} = 30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

$$\text{式②} = 30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{基準価格}} + \frac{\text{基準価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

「基準価格 > 入札価格 ≥ 特別基準価格」の場合

$$\text{式①、式②} = 30 \times \left[\frac{\text{入札価格} - \text{特別基準価格}}{\text{基準価格} - \text{特別基準価格}} \right]$$

「特別基準価格 > 入札価格」の場合

$$\text{式①、式②} = 0$$

※ 式①及び式②の上限は30点とする。

※ 最低入札価格は、基準価格を下回る場合は、基準価格とする。

※ 最低入札価格と予定価格が同額の場合は、式①は30点とする。

※ 式①及び式②は端数処理を行わず、価格点の小数点以下については、競争入札参加者の間で評価の差異として反映されるまで算定する。

※ (1)にある価格は全て消費税額を除いた額とする。

- (2) 基準価格及び特別基準価格（以下、「基準価格等」という。）は、予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定する。ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算する。

また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下、「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、基準価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に 1/10（昇降機設備工事にあつては 2/10）を乗じた額とする。

ただし、基準価格については、算定の結果、設定金額が予定価格（税抜）の 7.5/10 に満たない場合は、予定価格（税抜）の 7.5/10 とし、設定金額が予定価格（税抜）の 9.2/10 を超える場合にあっては予定価格（税抜）の 9.2/10 とする。

《 基準価格の算定式 》

$$\text{基準価格} = \text{①} \times 0.97 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.55$$

※解体工事の場合は、①の乗率を 0.8 とする。

《 特別基準価格の算定式 》

$$\text{特別基準価格} = \text{①} \times 0.9 + \text{②} \times 0.8 + \text{③} \times 0.8 + \text{④} \times 0.3$$

※解体工事の場合は、上記算定式によらず、予定価格（税抜）の 7.5/10 とする。

《 端数処理 》

基準価格及び特別基準価格の算出に関する端数処理については、以下のとおりとする。

- ・①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等に率を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。
- ・現場管理費相当額を算出する場合は、円未満切捨てとする。
- ・基準価格について、予定価格（税抜）の 7.5/10 を乗じて得た額は、円未満切上げとする。また、予定価格（税抜）の 9.2/10 を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。
- ・解体工事の特別基準価格について、予定価格（税抜）の 7.5/10 を乗じて得た額は、円未満切上げとする。

5 技術点の評価項目

技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、次表のとおりとする。

ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績、仕事と家庭の両立支援配慮実績又は女性活躍推進の実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で 0.5 点を上限とする。

	評価項目	評価点	満点(点)	
企業の技術力	過去の工事成績評定	工事成績評価点	15	23
	企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2	
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3	
	配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3	
企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	(-3)	(-3)
	地域における実績	地域における実績点	1	2
	災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1	
	環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	0.5	0.5
	雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	0.5	
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ワークライフ・バランス認定企業」の実績点	0.5	
	女性活躍推進の実績	女性活躍推進の実績点	0.5	
	都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との共同企業体結成の実績点	1	1

6 技術点の評価方法

(1) 「工事成績評価点」の算定方法

「工事成績評価点」は、過去の工事成績評定通知書（東京都（公営企業局を含む。以下「都」という。）の発注工事のみを対象とする。）の総評定点の平均に基づき、次のとおりとする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
0 点 以 上 40 点 未 満	0
40 点 以 上 60 点 未 満	1
60 点 以 上 62.5 点 未 満	3
62.5 点 以 上 65 点 未 満	5
65 点 以 上 66.5 点 未 満	7
66.5 点 以 上 68 点 未 満	8
68 点 以 上 69.5 点 未 満	9
69.5 点 以 上 71 点 未 満	10
71 点 以 上 72.5 点 未 満	11
72.5 点 以 上 75 点 未 満	12
75 点 以 上 77.5 点 未 満	13
77.5 点 以 上 80 点 未 満	14
80 点 以 上 100 点 以 下	15

工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切捨てて小数第1位とする。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は、工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定するものとする。

なお、該当する工事が無い場合（0件）でも入札参加は可能である。

工事成績評価点算定の対象工事は、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分において、

本工事と同一の業種の工事とする。

競争入札参加希望者が共同企業体の場合の「工事成績評価点」は、上表に基づき算定される構成員ごとの「工事成績評価点」全てを、構成員ごとの出資割合により加重平均し、算定するものとする。

(2) 「企業の優良工事表彰の実績点」の算定方法

「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間(すなわち前年度を含む過去5か年度)に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点
1 件 以 上 あ り	2
な し	0

優良工事として表彰された実績は、都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、工事を主管する局等の長(以下「工事主管局長」という。)等から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。対象となる表彰制度は巻末資料1による。

また、算定の根拠資料として、工事主管局長等から贈呈された賞状等の書状の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(3) 「配置予定技術者の資格点」の算定方法

「配置予定技術者の資格点」は3点満点とし、配置予定技術者が、本工事の建設業法(昭和24年法律第100号)上の業種について、一級技術者(建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。以下同じ。)の場合は3点、二級技術者(建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。以下同じ。)の場合は2点、その他の技術者(建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当するもので一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。)の場合は1点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点
一 級 技 術 者	3
二 級 技 術 者	2
そ の 他 の 技 術 者	1

複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者の保有資格証(本工事の建設業法上の業種に関する資格)の写し又は実務経験を証明する資料を提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(4) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事(都の発注工事のみを対象とする。)のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合は3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点

未満の場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

配置予定技術者が監理技術者、主任技術者又は現場代理人として係わった工事の工事成績評定通知書の総評定点	配置予定技術者の優良工事の実績点
80 点 以 上	3
75 点 以 上 80 点 未 満	2
75 点 未 満	0

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者が技術者として該当工事に関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写し及び工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(5) 「事故及び不誠実な行為の実績点」の算定方法

「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止を受けている場合は－3点とする。ただし、競争入札参加者が特定の業種（部門）について指名停止を受けている場合であって、本工事と指名停止を受けている業種（部門）が同一のときは－3点とする。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該指名停止が上記対象期間内にあったとしても、事故及び不誠実な行為による評価は行わないこととする（事故及び不誠実な行為はなしとする）。

区分及び算定は、次表のとおりである。

事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点
あ り	－3
な し	0

算定の根拠資料として、都が通知した該当する指名停止通知書の写しを提出する。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、指名停止通知書の写しの提出は不要とする。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合、構成員いずれかが指名停止を受けていれば「事故及び不誠実な行為」は「あり」とする。

(6) 「地域における実績点」の算定方法

「地域における実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

地域における実績	地域における実績点
1 件 以 上 あ り	1
な し	0

本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村は、次のとおりである。

本工事の施工場所の属する区市町村：新宿区

隣接する区市町村：千代田区、港区、文京区、渋谷区、中野区、豊島区

また、算定の根拠資料として、該当工事の施工場所が確認できる工事請負契約書の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(7) 「災害協定締結の実績点」の算定方法

「災害協定締結の実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出の時点で、都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合又は競争入札参加者が加入している団体が、競争入札参加申込みの提出の時点で、都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点
1 件 以 上 あ り	1
な し	0

また、算定の根拠資料として、該当する災害協定に係る協定書等の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(8) 「環境への配慮の実績点」の算定方法

「環境への配慮の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、二酸化炭素オフセット認証、什器による二酸化炭素固定量認証又は建築物による二酸化炭素固定量認証に認定された実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

環境への配慮の実績の有無	環境への配慮の実績点
あ り	0.5
な し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等が発行した認証書の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(9) 「障害者雇用の実績点」の算定方法

「障害者雇用の実績点」は0.5点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直近に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

このほか、当該報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、次のいずれかのとおり障害者を雇用している場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

- ・ 常用労働者のうち1週間の所定労働時間が30時間以上の障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を1名以上雇用している場合

- ・ 短時間労働者のうち重度身体障害者又は重度知的障害者（障害者雇用促進法第2条の「重度身体障害者」「重度知的障害者」をいう。）を1名以上雇用している場合
- ・ 短時間労働者のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を2名以上雇用している場合

なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比して短く、20時間以上30時間未満である者のうち、次のいずれかに該当する常用労働者をいう。

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

加対象となる障害者は、競争入札参加申込日から起算して過去3か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

障害者雇用の実績の有無	障害者雇用の実績点
実雇用率が法定雇用率を上回る（法による報告義務有の場合）	0.5
1名もしくは2名以上の雇用あり（法による報告義務無の場合）	
な し	0

算定の根拠資料として、障害者雇用促進法の規定により厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加希望者については、競争入札参加申込受付期間の末日の直前に公共職業安定所の受付印を有する障害者雇用状況報告書の写し、当報告義務がない競争入札参加希望者については、雇用している者の障害者手帳の写し等及び健康保険証等、雇用状況を確認できる書類の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(10) 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点」の算定方法

「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京ワークライフバランス認定制度又は東京ライフ・ワーク・バランス認定制度に認定された実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

東京ワークライフバランス認定企業認定実績の有無	東京ワークライフバランス認定企業認定の実績点
あ り	0.5
な し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、認定証等の書状の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(11) 「女性活躍推進の実績点」の算定方法

「女性活躍推進の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京都

女性活躍推進大賞を受賞した実績を1件以上有する場合又は競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）第9条に基づく認定（えるぼし認定）を受けている場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

女性活躍推進の実績の有無	女性活躍推進の実績点
あ り	0.5
な し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、賞状等の書状又は女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものとして各労働局が認定した通知書の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(12) 「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」の算定方法

「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」は1点満点とし、当該発注工事において競争入札参加者が共同企業体を結成し、その構成員のいずれかが本店所在地が都内である中小企業（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年6月30日法律第97号）第2条第1項の規定によるもの）であり、かつその出資比率が20%以上である場合に1点、それ以外の場合に0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との共同企業体結成の実績点
あ り	1
な し	0

また、算定の根拠資料として、都の入札参加資格申請受付票及び競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出する。

(13) 技術点は、7（1）により配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加希望申込み時の配置予定技術者による点数で評価する。

7 配置予定技術者の取扱い

- (1) 提出資料に記載された配置予定技術者については、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出た場合、配置予定技術者の死亡等のほか、工場製作から現場設置へと工事現場が移行する場合等、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。この場合、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計は、変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計以上とする。
- (2) 技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合又は技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合であっても、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計が変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良

良工事の実績点」の合計未満のときは、入札時の提出資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うことがあるとともに、本工事の工事成績評定を減じることがある。

8 その他の留意事項

- (1) 提出資料の提出後は、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、競争入札参加希望者の負担とする。
- (3) 提出資料は、本工事に係る審査以外に競争入札参加希望者に無断で使用することはない。
- (4) 提出資料は、返却しない。
- (5) この入札における非落札の理由その他の手続に関しては、「東京都入札監視委員会運営要領」（平成 14 年 3 月 19 日付 13 財経総第 1719 号）により、契約事務担当者に対して苦情を申し立てることができる。

「企業の優良工事表彰の実績点」の対象となる表彰制度

局名	表彰状類 の名称	表彰状類 授与者	根拠となる要綱類の名称
財務局	賞状	局長	財務局優良工事等表彰要綱
都市整備局	賞状	局長	都市整備局優良工事等局長賞贈呈要綱
	感謝状	所長	都市整備局優良工事等事務所長賞等贈呈要綱
住宅政策本部	賞状	本部長	住宅政策本部優良工事等本部長賞贈呈要綱
	感謝状	都営住宅経営部長	住宅政策本部優良工事等都営住宅経営部長賞等贈呈要綱
	感謝状	所長	住宅政策本部優良工事等事務所長賞等贈呈要綱
建設局	賞状	局長	建設局優良工事等公表要綱
	賞状	所長	建設局事務所長優良工事等公表要綱
	賞状	局長	建設局災害復旧等功労者公表要綱
港湾局	賞状	局長	港湾局優良工事等公表要綱
交通局	感謝状	建設工務部長	交通局建設工務部優良請負工事等公表等実施要領及び同細則
水道局	表彰状	局長	東京都水道局優良工事等公表要綱
		部長、所長	
下水道局	賞状	局長	東京都下水道局優良工事受注者表彰要綱
	感謝状	局長	東京都下水道局工事施行成績優良業者公表要綱

※ 上記の表彰制度について、要綱類が改正されたことにより、改正前の要綱類からその名称等が変更となっているものについては、改正前の要綱類により表彰された場合であっても、上記表彰制度により表彰されたものとみなす。

※ 授与された表彰状類が実績の対象となるのか不明な場合は、表彰状類を発行した部署に確認すること。

対象期間一覧表(令和3年度)

令和3年度の 公表開始日	令和3年度の 基準日	対象項目		様式 番号	対象期間
4月1日から 6月30日	4月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
			過去の工事成績評定	1	平成28年 1月1日から令和2年12月31日まで
			優良工事表彰の実績	3	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		配置予定技術者の能力	同種工事等の実績	4	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
			優良工事の実績	4	平成28年 1月1日から令和2年12月31日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5	平成30年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		地域における実績		6	平成30年 1月1日から令和2年12月31日まで
		単価契約工事又は緊急施理工事の実績		8	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		環境への配慮実績		11	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13	
		女性活躍推進の実績		14	
7月1日から 9月30日	7月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成28年 7月1日から令和3年 6月30日まで
			過去の工事成績評定	1	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
			優良工事表彰の実績	3	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		配置予定技術者の能力	同種工事等の実績	4	平成28年 7月1日から令和3年 6月30日まで
			優良工事の実績	4	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5	平成30年 7月1日から令和3年 6月30日まで
		地域における実績		6	平成30年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		単価契約工事又は緊急施理工事の実績		8	平成28年 7月1日から令和3年 6月30日まで
		環境への配慮実績		11	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13	
		女性活躍推進の実績		14	
10月1日から 12月31日	10月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成28年10月1日から令和3年 9月30日まで
			過去の工事成績評定	1	平成28年 7月1日から令和3年 6月30日まで
			優良工事表彰の実績	3	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		配置予定技術者の能力	同種工事等の実績	4	平成28年10月1日から令和3年 9月30日まで
			優良工事の実績	4	平成28年 7月1日から令和3年 6月30日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5	平成30年10月1日から令和3年 9月30日まで
		地域における実績		6	平成30年 7月1日から令和3年 6月30日まで
		単価契約工事又は緊急施理工事の実績		8	平成28年10月1日から令和3年 9月30日まで
		環境への配慮実績		11	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13	
		女性活躍推進の実績		14	
1月1日から 3月31日	1月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成29年 1月1日から令和3年12月31日まで
			過去の工事成績評定	1	平成28年10月1日から令和3年 9月30日まで
			優良工事表彰の実績	3	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		配置予定技術者の能力	同種工事等の実績	4	平成29年 1月1日から令和3年12月31日まで
			優良工事の実績	4	平成28年10月1日から令和3年 9月30日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5	平成31年 1月1日から令和3年12月31日まで
		地域における実績		6	平成30年10月1日から令和3年 9月30日まで
		単価契約工事又は緊急施理工事の実績		8	平成29年 1月1日から令和3年12月31日まで
		環境への配慮実績		11	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13	
		女性活躍推進の実績		14	

※公表開始日は、東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご確認下さい。
「発注予定案件一覧」のページで案件ごとに「公表日」として記載されています。

都庁第一本庁舎(3)電気設備改修工事その2の発注経過について

		当初発注	2回目	3回目
開札予定日		令和3年12月16日	令和4年3月7日	—
公表区分		事後	事前	—
予定価格(税込)		729,223,000	811,316,000	—
希望者／指名者		希望1者／—	希望1者／—	—
入札経過	結果	不調	落札	—
	1回目	1者辞退 ・落札者なしのため中止	1者応札 ・落札(811,360千円) ・落札率100%	—
	2回目	—	—	—
	3回目	—	—	—
落札者		—	株式会社 関電工	—

東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	令和５年２月８日（水）	議案番号	5
所管部署	東京都産業労働局		
施工業種	一般土木工事	等級	D
件名	梅沢治山工事		
場所	東京都西多摩郡奥多摩町梅沢地内		
概要	別紙のとおり		
工期	契約確定の日の翌日から120日間		
契約者	五大機工株式会社		
契約金額	契約時：16,271,200円 変更後：16,251,400円（第1回）		

契約方式	希望制指名競争入札
応募（指名）者	別紙「指名業者選定委員会議案」のとおり（全5者）
入札参加（指名）者	別紙「入札経過調書」のとおり（全10者）
入札経過（結果）	別紙「入札経過調書」のとおり（全10者 応札1者、辞退4者、不参5者）
施工状況	完了

（備考）

○添付資料

- 1 工事概要（位置図含む）
- 2 発注予定表
- 3 希望票兼予定監理技術者調書（落札者のみ）
- 4 指名業者選定委員会議案
- 5 指名通知書（落札者のみ）
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）
- 8 契約内容変更決定通知書及び承諾書
- 9 契約内容の変更について

梅 沢 治 山 工 事 の 概 要

1. 位 置 図



梅 沢 治 山 工 事 の 目 的

令和元年10月台風19号(総雨量604ミリ)により、奥多摩町梅沢地区の山腹斜面が崩壊し、下流に土砂が流出した。

このまま放置しておくと、更なる被害拡大のおそれがあるため、かご土留工を施工し崩壊斜面の安定と伏工(植生マット)及び丸太筋工により林内緑化を図り、**荒廃森林の早期復旧**を目的とする。

かご土留工は、不安定斜面の土砂移動防止を目的
水路工は、健全な森林形成維持のための施設とする
丸太筋工・伏工は、崩壊斜面の早期緑化を目的

2. 契 約 概 要

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1. 工事件名 | 梅沢治山工事 |
| 2. 工事場所 | 西多摩郡奥多摩町梅沢 地内
(位置図参照) |
| 3. 施工理由 | 令和元年10月台風19号による山腹崩壊地の復旧 |
| 4. 契約年月日 | 令和 4年 1月27日 |
| 5. 工期 | 令和 4年 1月28日から
令和 4年 7月26日まで |
| 6. 完了年月日 | 令和 4年 7月26日 |
| 7. 設計金額(税込) | ¥16,271,200 |
| 8. 契約金額(税込) | ¥16,271,200 |
| 9. 変更契約額 | ¥16,251,400 |
| 10. 竣工金額 | ¥16,251,400 |
| 11. 受注者 | 五大機工 株式会社 |

3. 工 事 内 容

- 山腹基礎工
かご土留工 5基 $A=70.5\text{ m}^2$
水路工(緑化水路) $L=89.2\text{ m}$
- 山腹緑化工
丸太筋工 $L=144\text{ m}$
伏工(植生マット) $A=677.5\text{ m}^2$
- 仮設工
資材搬入路設置一式ほか

4. 現地状況写真



発注予定表

項目	項目内容			
契約番号	03-00049			
業種	業種	0600:一般土木工事		
	希望受付業種 1	0600:一般土木工事		
	希望受付業種 2			
	希望受付業種 3			
件 名	【電子】梅沢治山工事			
履行場所	東京都西多摩郡奥多摩町梅沢地内			
概 要	別紙「発注予定表 概要」のとおり			
履行期間	契約確定の日の翌日から120日間			
契約方法	希望制指名競争入札			
予定価格 (税込)	16,271,200円 (消費税率10%)			
発注等級	D			
受付等級	C, D, E			
工事発注規模				
そ の 他	建設リサイクル法対象			
入札説明会 開催日時				
入札説明会 開催場所				
公報登載日				
開札予定日時	令和 4年 1月21日 9時30分			
希望申請期間	令和 3年12月28日 9時00分から令和 4年 1月 7日 15時00分まで			
希望申請場所	東京都電子調達システムの「電子入札」により希望申請すること。			
希望申請要件 1	希望票には、配置予定技術者を記入すること。 ※配置予定技術者は、当該工事希望申込日において雇用の期間が3ヶ月以上あること。			
希望申請要件 2	別紙「発注予定表 希望申請要件」のとおり			
希望申請要件 3	別紙「発注予定表 希望申請要件」のとおり			
希望申請要件 4	確認のため、希望票の備考欄に営業所（本社又は都と契約する支店等）の専任技術者の名前を記載すること。			
希望申請要件 5	東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中でないこと。			
希望申請要件 6				
希望備考	○希望申請最終日は15時まで			
担当局部課	産業労働局森林事務所保全課			
担当者	畠山			
連絡先	0428-22-4194			
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり			

発注予定表 概要

山腹基礎工

No. 1かご土留工 $A=31.5\text{m}^2$ No. 2かご土留工 $A=8.5\text{m}^2$ No. 3かご土留工 $A=8.5\text{m}^2$ No. 4かご土留工 $A=13.5\text{m}^2$ No. 5かご土留工 $A=8.5\text{m}^2$ No. 1水路工 (緑化水路盤) $L=65.4\text{m}$ No. 2水路工 (緑化水路盤) $L=23.8\text{m}$

支障木・枯木伐採処理 1式

既設構造物とりこわし工・処理 1式

がれき類処理 1式

山腹緑化工

筋工 $L=144\text{m}$ 伏工 $A=677.5\text{m}^2$

仮設工

搬入路設置・撤去 (任意仮設) 1式

敷鉄板設置・撤去 (任意仮設) 1式

既設構造物とりこわし工・処理 (任意仮設) 1式

その他費用

、交通誘導員 36人

発注予定表 希望申請要件

希望申請要件 2

配置予定技術者の資格確認書類について、以下のとおり添付すること。

○監理技術者の場合は、「監理技術者資格者証」の写し及び裏面の「監理技術者講習修了履歴」の写しを添付。

○主任技術者の場合は、資格要件が確認できる書類（資格免許の写し又は実務経験年数が確認できる経歴書等）を添付。

希望申請要件 3

配置予定技術者の3か月以上の雇用が確認できる書類について、以下のとおり添付すること。

○監理技術者の場合は、希望申請要件 2 で添付の「監理技術者資格者証」で確認します。

○主任技術者の場合は、「健康保険被保険者証」の写し又は「住民税特別徴収税額通知書」等、会社との雇用関係を証明する書類の写しを添付。

発注予定表 発注予定備考

- 1 希望申請をする前に、入札情報サービス・契約制度関係に掲載の「工事請負等入札参加者心得」をよく確認してください。
 - 2 令和3・4年度資格申請時の「関係する会社」に該当する会社同士で同一の案件に申込みすることはできません。
 - 3 指名通知は、令和4年1月13日頃の予定です。
 - 4 最低制限価格は新基準（令和元年9月3日改正）で算定し、設定します。
 - 5 見積金額が予定価格を超過したことを理由に辞退する際は積算内訳書の提出をお願いします。
 - 6 下請契約を締結するときは、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めてください。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めてください。【受注者の責務について（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第8条）】
 - 7 図面、積算内訳書等の発注図書を公表時から公表する。資格確認結果等通知時には原則発注図書を添付しないため、公表時のものを使用すること。
- ダウンロードは、ICカードで電子入札にログインを行い、当該案件の「案件情報詳細」の積算資料等からダウンロードすること。なお、操作方法について不明な点がある場合は、ヘルプデスク（電話03-5388-2790）に確認すること。

第1回 入札経過調書

	公印照合	押印	文書番号	03森事保第1444号
			契約番号	03-00049
			開札日時	令和 4年 1月21日 9時30分
			開札場所	産業労働局森林事務所保全課
			公表区分	事前公表
			予定価格	16,271,200円(税込) 14,792,000円(税抜)
			最低制限価格	14,223,352円(税込) 12,930,320円(税抜)
件名	梅沢治山工事			
落札者	五大機工株式会社		落札	100.0%
住所	東京都青梅市新町三丁目6番地の7		金額	16,271,200円
	入札者氏名	入札金額(税抜)		備考
1	五大機工株式会社	14,792,000円		
2	アール工業株式会社	辞退		
3	株式会社ニューテック	辞退		
4	株式会社Midoru	辞退		
5	株式会社大橋組	辞退		
6	有限会社トライコン	不参		
7	有限会社浅利工業	不参		
8	有限会社小山造園	不参		
9	宮崎士建	不参		
10	株式会社佐藤造園土木	不参		
記事	履行場所 東京都西多摩郡奥多摩町梅沢地内 工事概要 山腹基礎工 山腹緑化工 仮設工 その他費用 工期 契約確定の日の翌日から120日間			

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
 落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の10に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる(単数単価契約の場合を除く。))。

契約内容の変更について

令和 4年 7月19日
産業労働局森林事務所 東京都森林事務所長

件名	梅沢治山工事		
履行場所	東京都西多摩郡奥多摩町梅沢地内		
種別	一般土木工事		
概要	別紙「契約内容の変更について 概要」のとおり		
工事着手の時期	令和 4年 1月28日		
工事完成の時期	契約確定の日の翌日から120日間		
契約の相手方	住所	東京都青梅市新町三丁目 6 5 番地の 7	
	代表者名	高坂 勝利	
	商号又は名称	五大機工株式会社	
契約金額	既定	変更	増（△）減
	¥16, 271, 200 円 （うち消費税及び地方消費税の額 ¥1, 479, 200 円）	¥16, 251, 400 円 （うち消費税及び地方消費税の額 ¥1, 477, 400 円）	△19, 800 円 （うち消費税及び地方消費税の額 △1, 800 円）
変更の理由			

契約内容の変更について 概要

変更概要及び変更理由

[illegible]

東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	令和５年２月８日（水）	議案番号	6
所管部署	東京都水道局		
施工業種	計装装置	等級	順位格付
件名	本郷庁舎外51か所給水栓自動水質計器用信号伝送装置取替工事		
場所	東京都文京区本郷二丁目７番1号 東京都水道局本郷庁舎外51か所		
概要	別紙のとおり		
工期	契約確定の日の翌日から240日間		
契約者	西川計測株式会社		
契約金額	106,009,200円		

契約方式	希望制指名競争入札
応募（指名）者	別紙「指名業者選定委員会議案」のとおり（全１者）
入札参加（指名）者	別紙入札経過調書のとおり（全７者）
入札経過（結果）	別紙入札経過調書のとおり（全７者 応札１者、辞退５者、不参１者）
施工状況	施工中

（備考）
○添付資料
1 工事概要（案内図含む）
2 工事発注予定表及び入札参加条件
3 希望票兼予定監理技術者等調書（落札者のみ）
4 指名業者選定委員会議案
5 指名通知書（落札者のみ）
6 入札経過調書
7 工事請負契約書（表紙）

本郷庁舎外51か所給水栓自動水質計器用信号伝送装置取替工事

工事概要

工事目的

本工事は、給水栓自動水質計器の信号伝送装置に使用しているFOMA回線サービスが、2026年3月に終了となるため、LTE回線仕様に取り換えを行い、設備の機能維持を図るものである。

工事概要

(1) 信号伝送装置 取替え 52台
(2) 附帯工事 1式

契約方式

指名競争入札

施工場所

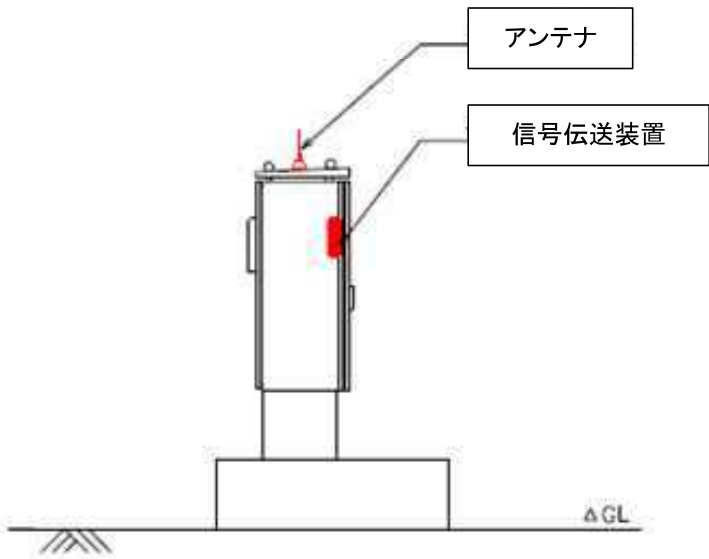
東京都文京区本郷二丁目7番1号
東京都水道局本郷庁舎外51か所
※別紙施工場所一覧参照

工事期間

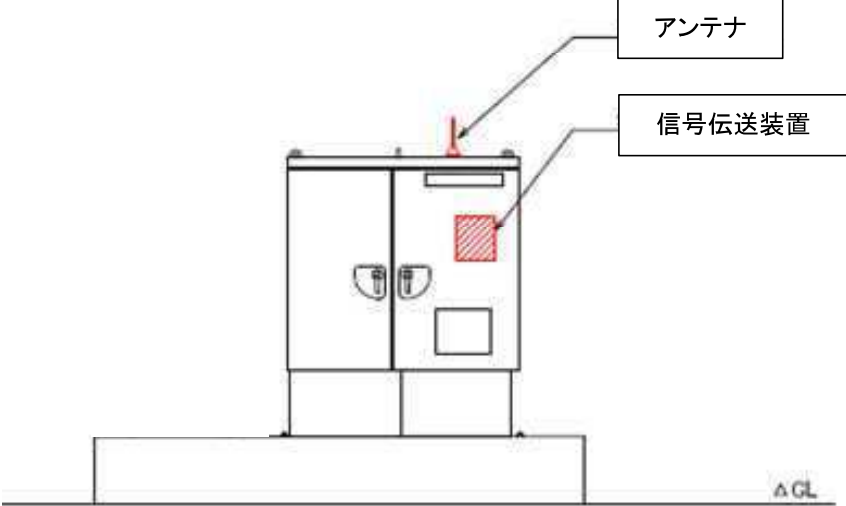
契約確定の日の翌日から 240日
(令和4年2月7日から令和5年3月16日)

機器図(参考)

左側側面図



正面図



給水栓自動水質計器

盤内部

外観

アンテナ取替え

信号伝送装置
取替え



施工場所

(1) 東京都文京区本郷二丁目 7 番 1 号	東京都水道局	本郷庁舎
(2) 東京都品川区東品川三丁目 32 番 12 号	東京都水道局	城南線用地
(3) 東京都大田区南六郷一丁目 32 番 27 号	東京都下水道局	六郷ポンプ所
(4) 東京都大田区西馬込二丁目 15 番地	東京都水道局	馬込給水所
(5) 東京都大田区鶴ノ木三丁目 35 番 13 号	東京都水道局	調布嶺町公舎
(6) 東京都世田谷区玉川田園調布一丁目 19 番 1 号	東京都水道局	玉川浄水場
(7) 東京都世田谷区鎌田二丁目 4 番 1 号	東京都水道局	砧下浄水所
(8) 東京都世田谷区祖師谷二丁目 5 番地	東京都住宅供給公社	祖師谷住宅
(9) 東京都世田谷区岡本二丁目 23 番地	東京都建設局	岡本静嘉堂緑地公園
(10) 東京都世田谷区桜丘二丁目 1 番 1 号	東京都水道局	桜丘貯水槽
(11) 東京都世田谷区野沢一丁目 4 番 3 号	世田谷区立	旭小学校
(12) 東京都北区赤羽台三丁目 3 番 21 号	東京都水道局	北営業所
(13) 東京都渋谷区恵比寿西一丁目 23 番 1 号	渋谷区立	長谷戸小学校
(14) 東京都港区南青山一丁目 5 番地	東京都建設局	都立青山公園
(15) 東京都目黒区目黒本町二丁目 20 番地	東京都目黒区	区営清水町アパート
(16) 東京都豊島区西池袋二丁目 38 番 5 号	東京都市開発	西池袋 2
(17) 東京都板橋区前野町四丁目 63 番 8 号	東京都水道局	南北幹線 3 号サージタンク
(18) 東京都北区浮間二丁目 31 番地	東京都建設局	都立浮間公園
(19) 東京都練馬区田柄二丁目 30 番地	東京都水道局	北部幹線田柄サージタンク
(20) 東京都練馬区大泉学園町四丁目 15 番 19 号	東京都水道局	朝霞上井草 3 号サージタンク
(21) 東京都杉並区西荻北二丁目 4 番 10 号	東京都水道局	パピーナ西荻北保育園
(22) 東京都港区西新橋二丁目 10 番地	港区立	南桜公園
(23) 東京都大田区南雪谷五丁目 13 番	大田区立	東調布公園
(24) 東京都杉並区成田東四丁目 38 番 25 号	東京都水道局	旧杉並東営業所
(25) 東京都中野区中野一丁目 5 番 7 号	東京都水道局	中野営業所
(26) 東京都新宿区戸山三丁目 1 番地	東京都建設局	都立戸山公園
(27) 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号	東京都庁	第二本庁舎
(28) 東京都中央区勝どき六丁目 6 番地	東京都都市整備局	都営勝どき六丁目アパート
(29) 東京都葛飾区西水元四丁目 1 番地	東京都水道局	西水元 4
(30) 東京都江東区新砂一丁目 12 番 7 号	東京都水道局	新砂資材置場
(31) 東京都墨田区千歳二丁目 2 番 11 号	東京都水道局	墨田営業所
(32) 東京都江東区南砂四丁目 4 番地	東京都都市整備局	都営南砂四丁目アパート
(33) 東京都江戸川区臨海町三丁目 4 番 1 号	東京都産業労働局	中央卸売市場葛西市場
(34) 東京都江戸川区東瑞江一丁目 26 番 2 号	東京都水道局	西瑞江給水所
(35) 東京都葛飾区西新小岩二丁目 1 番 3 号	東京都下水道局	新小岩ポンプ所

(36) 東京都千代田区六番町 8 番地	千代田区立	番町小学校
(37) 東京都墨田区立花五丁目 6 番 2 号	東京都下水道局	吾嬬ポンプ所
(38) 東京都中野区上高田五丁目 36 番 1 号	東京都水道局	上高田公舎
(39) 東京都足立区新田一丁目 15 番地先	東京都水道局	鹿浜第二立坑用地
(40) 東京都荒川区南千住六丁目 40 番 1 号	東京都水道局	東部第二支所
(41) 東京都足立区入谷一丁目 3 番 1 号	足立区立	入谷日の出公園
(42) 東京都台東区上野公園 10 番 14 号	東京都教育庁	都立上野高校
(43) 東京都港区台場一丁目 8 番地	東京都港湾局	台場
(44) 東京都江東区青海二丁目 8 番地	東京都港湾局	青海 2
(45) 東京都足立区西綾瀬四丁目 14 番 30 号	東京都立	江北高等学校
(46) 東京都北区滝野川五丁目 54 番 12 号	東京都水道局	滝野川寮
(47) 東京都江戸川区東篠崎二丁目 2 番 10 号	東京都下水道局	篠崎ポンプ所
(48) 東京都中央区日本橋浜町三丁目 44 番地	東京都下水道局	浜町ポンプ所
(49) 東京都港区海岸一丁目 10 番地	東京都下水道局	汐留第二ポンプ所
(50) 東京都中央区晴海一丁目 6 番 3 号	東京都水道局	晴海給水所
(51) 東京都江東区豊洲二丁目 3 番 10 号	東京都水道局	豊洲増圧ポンプ所
(52) 東京都江東区潮見一丁目 2 番 22 号	東京都下水道局	東雲ポンプ所

発注予定表

項目	項目内容			
契約番号	03水経契第1059号			
業種	業種	5200:計装装置		
	希望受付業種 1	5200:計装装置		
	希望受付業種 2			
	希望受付業種 3			
件 名	【電子】本郷庁舎外 5 1 か所給水栓自動水質計器用信号伝送装置取替工事			
履行場所	東京都文京区本郷二丁目 7 番1号 東京都水道局本郷庁舎外51か所			
概 要	信号伝送装置 取替え 52台 附帯工事 1式			
履行期間	契約確定の日の翌日から240日間			
契約方法	希望制指名競争入札			
予定価格 (税込)	106, 009, 200円 (消費税率10%)			
発注等級	順位格付			
受付等級	順位格付			
工事発注規模				
そ の 他				
入札説明会 開催日時				
入札説明会 開催場所				
公報登載日				
開札予定日時	令和 4年 1月28日 9時00分			
希望申請期間	令和 3年12月 6日 9時00分から令和 3年12月13日 14時00分まで			
希望申請場所	東京都電子調達システム上の「電子入札」			
希望申請要件 1	発注業種についての順位格付を有すること。			
希望申請要件 2	東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱第 3 条第 1 項又は第 2 項に基づく排除措置期間中でないこと。			
希望申請要件 3	開札前の同一契約部署、同一業種の希望制指名競争入札案件に 4 件以上申込みをしていないこと。			
希望申請要件 4	※電子システムでの希望受付時間は、土曜日を除く午前 8 時から午後 9 時まで(最終日は午後 2 時まで)			
希望申請要件 5				
希望申請要件 6				
希望備考	別紙「発注予定表 希望備考」のとおり			
担当局部課	水道局経理部契約課			
担当者	工事契約担当			
連絡先	03-5320-6403 内線番号：48-522			
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり			

発注予定表 希望備考

《重要》特例監理技術者の設置を予定している場合
・希望申請時に「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置要件について」の別記様式-1及び様式-2を作成しシステム送信すること。
その際、特例監理技術者が兼務を予定する工事の施工場所及び内容等の確認ができるコリンズの写しをファイル添付すること。（これにより難しい場合は郵送又は持参（希望締切日必着））。

発注予定表 発注予定備考

○本件は、予定価格を事前公表する案件である。

○最低制限価格設定案件（算定方法等は、水道局ホームページ参照）

※最低制限価格は、新基準（令和元年10月1日公表以降適用）で算定し、設定する。なお、詳細は、別添資料「最低制限価格の算定基準の運用について」及び「調査基準価格及び最低制限価格の算定基準について」のとおり

○図面、積算内訳書等の発注図書等の一部を、案件公表時から公表する。より詳細な発注図書については、指名通知時または資格確認結果通知に添付する。

ダウンロードは、当該案件に参加できる者のみが行うことができる。ＩＣカードで電子入札にログインを行い、当該案件の「案件情報詳細」の「積算資料等」からダウンロードすること。

○配置予定技術者を記載のこと（別添監理技術者等の資格又は雇用関係の確認について（令和3年4月15日）参照）。なお、配置予定技術者が営業所の専任技術者に登録されていないこと。

また、主任技術者の兼務については、「専任を必要とする主任技術者の兼務について（令和3年4月15日）」を参照のこと。

※本案件では、電子調達システム上での技術者の資格・雇用確認書類の添付は不要

○特例監理技術者の配置

本工事は、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める工事」である。

詳細は、別紙「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置要件について」及び「監理技術者の専任義務の緩和について」を確認すること。

○令和3・4年度資格申請時の「関係する会社等」に該当する会社同士で同一の案件への申込みは不可

○見積金額が工事発注規模又は、予定価格を超過したことを理由に入札を辞退する際は、積算内訳書のご提出をお願いいたします。

○下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めてください。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めてください。【受注者の責務について（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第8条）】

第1回 入札経過調書

		文書番号		
		契約番号	03-01059	
		開札日時	令和 4年 1月28日 9時00分	
		開札場所	水道局経理部契約課	
		公表区分	事前公表	
		予定価格	106,009,200円（税込） 96,372,000円（税抜）	
		最低制限価格	97,528,464円（税込） 88,662,240円（税抜）	
件名	本郷庁舎外51か所給水栓自動水質計器用信号伝送装置取替工事			
落札者	西川計測株式会社		落札 金額	100.0% 106,009,200円
住所	東京都渋谷区代々木三丁目2番7号			
	入札者氏名	入札金額（税抜）		備考
1	西川計測株式会社	96,372,000円		
2	株式会社ミライト・テクノロジーズ	辞退		
3	株式会社中松商会	辞退		
4	シンヨー電器株式会社	辞退		
5	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	辞退		
6	メタウォーター株式会社	辞退		
7	明協電機株式会社	不参		
記事	履行場所 東京都文京区本郷二丁目7番1号 東京都水道局本郷庁舎外51か所 工事概要 信号伝送装置 取替え 52台 附帯工事 1式 工期 契約確定の日の翌日から240日間			

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
 落札金額は、入札金額に 記載してある金額に100分の 10 に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。））。。